

発生予察の高度化を踏まえた今後の発生予察事業について

農林水産省消費・安全局植物防疫課防疫対策室 **はね** **いし** **よう** **へい**
羽 **石** **洋** **平**

はじめに

発生予察事業は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第2条第4項において、「有害動物又は有害植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査し、農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生を予察して、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業」とされており、国は同法第23条に基づき、都道府県の協力を得てこれを行っている。

発生予察事業を取り巻く情勢としては、本年3～6月にかけて開催された「植物防疫の在り方に関する検討会」の議論を受けて、本年6月にとりまとめた「植物防疫の在り方について（中間論点整理）」では、気候変動を背景とした病害虫の発生態様の変化や農業者の高齢化、経営の大規模化などの農業構造の変化により、従来の防除体系では病害虫防除が困難な事例が出現していると整理されている。

また、本年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性を両立するため、2050年までに目指す目標が掲げられており、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指すとされている。この実現のため、化学農薬のみに依存しない、「防除」だけでなく「予防」にも重点を置いた総合的病害虫管理の推進を図ることとされたところ。

このような状況を受けて、適期防除に必要な病害虫の発生状況等の情報を提供する発生予察事業の重要性が高まっている。

本稿では、現在行われている発生予察の高度化に関する取組など、今後の発生予察事業の方向について紹介したい。

I 発生予察事業の概要

国の発生予察事業の対象となる病害虫は、植物防疫法第22条に基づき、「有害動物又は有害植物であって、国内の分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要する」指定有害動植物111種類となっている。

事業内容としては、都道府県に設置された病害虫防除所が、栽培状況や周辺環境を踏まえて設置した調査地点において、作物の生育状況、病害虫の発生状況等を調査し、その調査結果に加え、気象予報等を取りまとめて分析を行うことで、病害虫の発生を予測している。この病害虫の発生予測に、適切な防除方法等の情報を加えて、関係機関や農業者等に対し発生予察情報として提供している。発生予察情報の種類としては、病害虫の発生予測を定期的に発表する「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、すぐにでも防除する必要があるときに発表する「警報」、警報を発表するほどではないが病害虫が多く発生することが予想され早めの防除が必要な場合に発表する「注意報」、新しい病害虫の発見、あるいは、発生状況が例年と異なるなど、特異的な現象が認められたときに発表する「特殊報」がある。

近年は、気候変動の影響等により、病害虫の発生パターンが変化する事例も見られており、防除適期を判断するために、発生予察情報は重要な役割を果たしている。令和2年に多発したトビイロウンカは、発生予察に基づく防除が重要な病害虫の典型例であり、毎年飛来が確認される九州を中心に、発生予察情報として発生予測や防除適期といった情報が提供されている（図-1）。

II 発生予察事業の課題

1 実施体制の課題

まず、都道府県の一般的な防除指導の体制としては、植物防疫法に基づき、防除指導の中心となり、発生予察事業を実施する機関として病害虫防除所が設置されてい

Way Forward of Pest Forecasting Services in Accord with Sophistication of the Pest Forecasting. By Yohei HANEISHI
(キーワード：発生予察, ICT)